

## 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会の開催について

平成18年10月17日  
内閣官房行政改革推進室

### 1. 趣旨

公益法人制度改革三法律の施行に向け、新たに創設される公益認定制度における会計に関する事項及び現行の公益法人が新たな制度の法人に移行するに当たっての会計処理等について、現行の公益法人会計基準も踏まえつつ、専門的観点からの検討を行うことを目的として、法人の会計に関する有識者で構成する「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

### 2. 検討課題

- (1) 公益認定制度における会計に関する詳細事項
- (2) 公益目的支出計画に係る会計に関する詳細事項
- (3) 現行の公益法人会計から新制度の会計への移行の在り方
- (4) その他必要な事項

### 3. 構成及び運営

- (1) 研究会は、内閣官房行政改革推進室長の主催の下、公益法人の会計に関する理論及び実務の専門家その他の法人の会計に関する有識者からなる委員により構成する。
- (2) 委員の互選により座長を定める。座長は、研究会の議事進行を整理し、会務を総括する。
- (3) 研究会は、必要に応じ、専門的事項に関し学識経験者等の意見を聞くものとする。

### 4. 開催期間

おおむね平成19年3月末までとする。ただし、必要に応じ、期間を延長することを妨げない。

### 5. 庶務

研究会の庶務は、総務省大臣官房管理室の協力を得て、内閣官房行政改革推進室において処理する。